

資格要件

別紙

	番号	資格要件	合格後に提出が必要な書類
保育士	①	保育士の資格を有する人もしくは大阪府における国家戦略特別区域限定保育士試験に合格された人	保育士証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証
児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）	②	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証明書
	③	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証（写）
	④	精神保健福祉士の資格を有する者	精神保健福祉士登録証（写）
	⑤	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	大学（各学科）卒業証明書 成績・単位修得証明書
	⑥	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	成績・単位修得証明書
	⑦	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	成績・修了証明書
	⑧	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書、成績・修了証明書
	⑨	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの	高等学校等卒業証明書及び 実務経験証明書
	⑩	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	教員免許（写）
	⑪	三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	実務経験証明書

※今回の採用試験で、従事年数1年とは、実勤務日数180日以上をめやすとします。

※児童指導員は、上記②から⑪のいずれかに該当する者とします。